

第25期第6回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年1月5日(金曜日) 13:30~14:45

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第12番	曾我部英敏
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	近藤孝志	第8番	神野明仁
第3番	加藤宏司	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第4番	塩見敏夫	第15番	眞鍋篤俊
第1番	矢野一臣	第10番	眞鍋哲哉

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主 任	井上貴清
専門員	和田昌志		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 先進地研修について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

今年は甲の辰ということで、物事を始めるのに非常にいい年であります。また、今まで準備してきたことが形になるという、縁起の良い年になると言われております。ですが、お正月早々に地震が発生したり、空港で事故があったりしました。近い将来、南海トラフ地震がくるとも言われており、他人事とは思えません。今回の地震で亡くなられた方には、心から哀悼の意を捧げます。1日も早く普段の生活に戻れるように、我々もできることは努力していかなければと思います。

農業委員会としましては、来年の3月までに農林水産課と地域計画を作成しなければなりません。新居浜市では非常に難しい課題ではありますが、やらなければなりませんので、皆さま方にもご尽力いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第6回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「先進地研修について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において土岐典子委員と渡邊勝俊委員を指名いたします。両委員さん、よろしくお願ひいたします。

これより、農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田事務局次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田2筆、1, 100㎡、畑4筆、3, 025㎡でございます。
2ページをお開きください。

1番の1-1さんと2番の1-2さんの2件でございます。内訳といたしましては、新規設定が2件。期間は、2年9か月間と5年3か月間。利用権の種類は、使用貸借権が2件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番及び2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、土岐典子委員と神野鉄治委員が関係しておりますので、退室願います。それではここで暫時休憩いたします。

（委員退席）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は8件です。

4ページをお開きください。

議案中1番及び2番と6番から8番まではいずれも譲受人が同一の案件でございますので、一括して説明させていただきます。

1番、萩生字岸ノ下、田1筆、面積1,576㎡、及び2番、大生院字喜来、田1筆、面積1,054㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。

譲受人は現在4反3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは水稻を予定しております。

5ページを御覧ください。

3番、大生院字喜来、田1筆、面積340㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。

譲受人は現在5反2畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは水稻を予定しております。

4番、船木字高祖、畑1筆、面積586㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。

譲受人は現在2反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは季節野菜を予定しております。

6ページをお開きください。

5番、船木字高祖、畑3筆、面積1,054㎡、譲受人は市内在住の2-4さん。

譲受人は現在3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは季節野菜を予定しております。

続きまして6番、阿島四丁目、畑3筆、面積2,065㎡、及び7ページ、7番、阿島四丁目、畑1筆、面積274㎡、8番、阿島四丁目、畑1筆、面積988㎡、譲受人は市内在住の2-5さん。

譲受人は農地所有適格法人として現在6反9畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地近くの申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは季節野菜を予定しております。

以上、1番から8番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、1番は眞鍋篤俊委員が欠席のため事務局から、2番及び3番は渡邊勝俊委員から、4番及び5番は藤田隆委員から、6番から8番までは寺尾俊行委員から、それぞれ報告をいただきます。まず、事務局お願いいたします。

【原事務局長】

1番につきましては、眞鍋篤俊委員から12月21日付で、申請地は耕作されており、いつでも農地として利用できる状態である。また、水路及び進入路が確保され、境界も明確であることから周辺農地への影響もないと思われる旨の報告書が提出されております。

よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、渡邊委員さん、お願いいたします。

【渡邊委員】

2番についてですが、この申請地は令和3年まで別の人が借りて耕作していましたが、その後返却され、昨年1年間は遊休地となっておりましたが、現在はトラクターできれいに耕耘されており、いつでも耕作できる状況であります。また、申請人は4反ほど耕作しておりますので、問題なく営農をできるものと思われま

す。続きまして3番についてですが、今までも、申請人は家族で協力して稲作をしております。今後も問題なく営農を継続されるものと思われま

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、藤田委員さん、お願いいたします。

【藤田隆委員】

4番について報告させていただきます。

12月23日に申請者にお伺いして確認しました。この土地は、今まで管理されていた方が亡くなられたそうです。申請者の弟さんの農地が隣接しており、畔などの維持管理は元々されておりました。今回の申請に合わせて、柿や果樹が大きく育っていたのですが、今後は季節野菜をすることになるので、申請者のご主人がきれいに伐採して、野菜が作れるような状態にしているのを確認しました。境界等も問題ありません。今後は、家族で管理することによって特に問題ないと思われま

次に、5番について報告させていただきます。

同じく12月23日にお伺いして確認しました。申請者は自宅の前で、親戚とともに稲作をしておりました。今回の申請地はそこに隣接している土地を購入するということです。その土地は、きれいに維持管理されており耕作意欲もありますので、特に問題ないと思われます。

以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、寺尾委員さん、お願いいたします。

【寺尾委員】

報告いたします。

6番から8番ですが、現地は長い間遊休農地でありましたので、伐根から始まりまし
た。現地は、すでに申請者が耕作している農地の隣にあります。申請者は法人で、堆肥
を大量に作っておりますので、この堆肥を使って、効率的な野菜作りができるかと思
います。周辺農地への影響もないと思われます。効率的に季節野菜を作るということで、
耕作意欲も大いにあると判断できます。許可しても支障ないと思われます。

以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番から8番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員入席)

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の賃貸借権等の解除について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田事務局次長】

議案第3号につきましては、農地の賃貸借権等の解除について、1番の1件でございます。

8ページをお開きください。

対象農地は、垣生二丁目、田1筆、1,834㎡であります。

11月の第5回新居浜市農業委員会総会で御審議いただきました、賃貸人より農地法第18条第1項の規定による解約の許可申請書が提出されたものでございます。離作補償については双方で協議することを条件のうえで許可することが適当と認めていただき、愛媛県農業会議の意見聴取で適正かつ妥当と判断されました。

以上により、「離作補償については、賃貸人、賃借人双方が十分に協議し合意すること」を条件とした条件付許可を考えております。

御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【曾我部委員】

10月に御本人さんと役員も会って、詳しく話を聞きました。この問題は、新居浜では今からたくさん出てくると思います。小作人がついていることが新居浜では多くて、小作人が亡くなったときに現金や固定資産は相続するのですが、案外忘れるのがこの小作権だと思います。小作権も同時に相続していかなければ、今回のような問題がどんどん増えていくと思います。農業委員それぞれがしっかり頭にいれて、自分の地区の小作権のある土地というのをよく把握して、小作人が亡くなった場合等に、助言することが必要になると思います。相続が遅れば遅れるほど、たくさんの方から印をもらわないといけなくなりますので、そういったことにならないように、我々が指導すること

もこれから農業委員として大事な仕事になると思います。一度、勉強会をしてもいいのではとも思います。

【藤田会長】

他にありませんか。

【近藤（美）委員】

今のお話の続きになるのですが、私も土地改良区の方でも、この問題は解決できておりません。

まず、小作権を把握している農業委員会で一覧を公表してもらうことが、一番大事ではないかと思います。

【藤田会長】

今、曾我部委員さんが言われたのは慣行小作権のことで、近藤委員さんが言われたのは、農地法が定められた賃貸借の3条等の関係です。今回の件は、慣行小作権のことにあります。今後、自分の担当地区で小作権の相談があれば受けたらいいと思います。

他にありませんか。

【近藤（孝）委員】

慣行小作権の相続というのは、農業委員会に届出するんですよね。

通常の農地は法務局に出して、そこから農地の所有権が変わるということですよ。

相続の手続きにきたときに、農業委員会の方で慣行小作権があるかというのはわかるのではないのですか。

【藤田事務局次長】

市民課の方で必要な書類の一覧をお渡ししております、その中に農地の相続について、案内の用紙も入れてもらっています。それを見て、窓口に来ていただいたら、こちらで調べて、相続できていないことはお伝えできます。

【藤田会長】

所有者は法務局で相続登記すれば自動的に変わりますが、耕作者は、それぞれの家庭でだれが相続するのか決めて、賃貸契約もどうするのか等も決めて、それで農業委員会に届出を出してもらわないといけません。

農業委員会では、言われればわかることですが、言われてない限りなかなかわかることではありません。小作権も権利ですから、自分の権利を守るためには、それなりのことを自身でもしてもらわないと、すべて農業委員会が把握してというわけにはいきませ

ん。

【近藤（孝） 委員】

今現在でも、何十年も前に亡くなった方のままになっているところもあるんですか。そういった方のところはほったらかしにしておくのですか。事務局の方で手続きしてくださいと言わないといけないのではないのですか。

通常の農地だったら、法務局に手続きしたら名義が変わるということは、名義が変わったタイミングで慣行小作権のことまで教えてあげられないのですか。

【藤田会長】

個人の権利ですから、周りがとやかく言えることではありません。

相談されたときにはいろいろ教えることはできますが、言われてもないのに個人のことに対してできることはありません。

今回の件に関しましては、「離作補償については、賃貸人、借借人双方が十分に協議し合意すること」を条件とした条件付許可ということで、決定してよろしいかということです。

【近藤（孝） 委員】

今回の件に関しては、会長等が立ち会いされて念書か何かもらっているのですか。

【藤田会長】

まだ、されていません。

【藤田事務局次長】

お互いに今までも話し合いをされていたようですが、話し合いが平行線のままで、このままでは解決しないからということで出されました。

耕作者は「耕作できない」とはっきり言われています。小作料の支払いも滞っています。慣行小作ですので、離作補償についてはしっかり話し合ったうえで、解約はやむを得ないという内容になっています。

【近藤（孝） 委員】

条件付きということなので、農業委員会が立ち会いでもしておかないと、あとあと問題になるのではという心配があるということを知りたいです。

【井上主任】

条件付きということなので、許可書の中に、先程言ったような条件を書くようになり

ます。この許可書を踏まえて、離作補償についてはおそらく最終的に裁判になると思うのですが、その結果をもって初めて賃貸借権が解約ということになりますので、賃貸借権を解約したのに協議は何もしないということにはまずなりえません。

【藤田会長】

他に御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

議案第3号「農地の賃貸借権等の解除について」を原案のとおり決定させていただきます。

10ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

11ページをお開きください。

1番、一宮町一丁目、田2筆、申請人は4-1さん。

内容は賃貸共同住宅1棟158.45㎡、一体利用地として宅地17.75㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は18件です。

13ページを御覧ください。

1番、阿島二丁目、田1筆、譲受人は5-1さん。

内容は農家住宅1戸205.36㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

2番、高木町、畑1筆、譲受人は5-2さん。

内容は自己住宅1戸82.81㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

3番、船木字高祖、田2筆、譲受人は5-3さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

4番、上原三丁目、畑3筆、譲受人は5-4さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

5番、清水町、畑1筆、譲受人は5-5さん。

内容は自己住宅1戸108.48㎡、一体利用地として宅地350.41㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

6番、角野字新田、畑2筆、譲受人は5-6さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページをお開きください。

7番、喜光地町二丁目、田1筆、譲受人は5-7さん。

内容は露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

8番、船木字高祖、田2筆、畑1筆、譲受人は5-8さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9番、政枝町三丁目、田3筆、譲受人は5-9さん。

内容は建売住宅7戸12.67㎡、一体利用地として宅地231.41㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

10番、光明寺二丁目、田10筆、畑4筆、譲受人は5-10さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

11番、政枝町一丁目、田1筆、譲受人は5-11さん。

内容は自己住宅1戸130㎡、一体利用地として宅地33.11㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

12番、庄内町一丁目、田1筆、譲受人は5-12さん。

内容は店舗1棟66.24㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

13番、庄内町五丁目、畑1筆、譲受人は5-13さん。

内容は宅地拡張、一体利用地として宅地180.74㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

14番、外山町、田2筆、譲受人は5-14さん外1名。

内容は自己住宅1戸110.13㎡及び宅地進入路、一体利用地として宅地0.37㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

15番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は5-15さん。

内容は宅地分譲3区画、一体利用地として宅地352㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

16番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は5-16さん。

内容は賃貸共同住宅1棟191.38㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

19ページを御覧ください。

17番、萩生字本郷、田2筆、畑1筆、譲受人は5-17さん。

内容は事務所兼倉庫1棟136㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

18番、萩生字旦之上、田1筆、譲受人は5-18さん。

内容は建売住宅2戸248㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、1番から18番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番から18番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【神野（明）委員】

4番と10番に太陽光発電施設の農地転用の申請が出ていますが、住宅に隣接しているところなのか、山に近いところなのか、どうなのでしょう。

【井上主任】

4番につきましては、周辺がすでに太陽光になっているところです。

10番につきましては、周りに住宅は見受けられません。

【神野（明）委員】

脱炭素ということで、国の方も太陽光を推進しているとは思いますが、4番は住宅に隣接していないのですか。

【井上主任】

住宅も少し離れたところにはありますが、周りはほとんど太陽光になっています。

【神野（明）委員】

だったらいいのですが、住宅に近いところに太陽光を設置する事案があれば、個人的にも自治会的にも反対するだろうと思います。というのは、太陽光は設置しても10年か15年ぐらいですよ。太陽光によってどんな健康被害があるかというのも懸念しています。住宅の近くに太陽光ができるとなれば、反対の意見も出るなど思っています。

【井上主任】

住宅の周辺等の話になると農地法の審議から離れてしまいます。経産省の話になってしまいますので、この場で不許可の要件として考えられるとしたら、周辺農地への影響というところでしか審議できません。住宅に被害があるから不許可というのは、農地法上は難しいと思われれます。

【神野（明）委員】

反対意見が出た場合は、許可は却下されるのですか。

【井上主任】

こういった意見があったということを挙げることはできると思いますが、それをもって不許可になるかと言われると、不許可の要件には該当しません。農地法上、4・5条については不許可要件が定められているだけです。不許可要件に該当しない限りはすべて許可になってしまいます。太陽光だからだめだと言えとすれば、先程申し上げたとおり、周辺農地への影響がどれぐらいあるかという審議しかありません。あとは、経産省側で認定が下りていないという話はあると思いますが、そのあたりもすべてクリアしているのであれば、農地法上でどこか引っかけられるかという点も難しいと思いません。

【神野（明）委員】

山の近くに設置されるのであれば文句もないのですが、住宅の近くに太陽光が設置されたらやっぱり嫌ですね。

【井上主任】

経産省側で、太陽光業者に向けたガイドラインというのがありまして、その中に住宅が近くにあれば説明会をしてくださいといったものも、強制ではないですがあるみたいです。そちら側で何かしら規制をしていただかないと、農地法上では難しいと思います。

【藤田会長】

今、神野委員さんのご心配もわかるのですが、農業委員会に申請を出す前に土地改良区が意見書を出します。今までも、何年も前からいろいろなところで問題があります。

ここでは、いろいろクリアして申請が出てきたら、「太陽光だからだめ」という理由だけでは不許可にはできません。ですので前段階として、それぞれの土地改良区でしっかりと議論をして意見書を付けていただきたいと思います。

先程、事務局も申し上げたとおり、ここでは農地法で定められたことしか審議できません。

【横井委員】

土地改良区もさせてもらっているのですが、いろいろな業者が来ます。改良区で説明することと実際がちがうこともあり、裁判になっているものもあります。

【藤田会長】

いろいろとありますが、ここでは農地法上のことしか審議できませんので、それ以前のごことは土地改良区等で対応するしかありません。改良区が意見書で同意できないと書いても、そのまま申請が出されます。

【井上主任】

その件でなのですが、実際にあった案件で、他市で不許可相当として県にあげた案件があります。排水関係に疑義があるとのことでしたが、直接的な因果関係が判明していないとのことで、結局、許可になっています。周辺農地への影響というところは、明らかに原因だとわからない限りは、不利益処分となりますので立証責任というところで、なかなか難しいかなと思います。ですので、その前段階で、改良区さんで意見を書くときに、例えば水路についてはこういうようにしてほしいといったように、事前調整をしていただかないと難しいかと思います。

【藤田会長】

他に、御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県

知事に意見を送付いたします。

20ページをお開きください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。

事務局から報告をお願いします。

【井上主任】

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、1番及び2番の2件でございます。

1番、6-1さん、及び、2番、6-2さんから、それぞれ農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、21ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時40分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。

先進地研修について、事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

先進地研修について説明いたします。

11月22日の総会において、研修の受け入れ先があれば、先進地研修を行うということでしたが、受け入れ先が見つかりましたので、研修先と日程について御報告いたします。

お手元にお配りしております、令和5年度農業委員会先進地視察研修についての案

内文書をお目通しください。

日程につきましては、3月25日、26日の1泊2日を予定しております。

研修先は、25日が鳥取県倉吉市農業委員会で、研修項目については、遊休農地対策について、26日が倉吉市にあります直売所の旬鮮プラザ満菜館での現地視察です。

案内文書の2枚目に、先進地研修の出欠の確認文書を添付しておりますので、ご記入いただき、2月5日の総会までに事務局までご提出をお願いいたします。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はありませんか。

予算の都合もありまして、来年度からは研修には行けません。3月末の年度末で大変慌ただしい時期に、鳥取県の倉吉市さんが受け入れしてくれました。3月25日、26日になっております。

本日は、農地関係でいろいろ審議をしてくださいました。慣行小作権で問題が出ているというのが現実にあります。それぞれの権利のことですので、お互いが十分に協議をして、合意解約をしていただきたいと思います。曾我部委員さんが言われていたように、これからたくさん出てくるのではと思われます。時間が経てば経つほどややこしくなります。できればその都度、小作権の相続もしていただきたいと思います。お近くで、そういったことの相談がありましたら、助言をしていただきたいと思います。わからないことは事務局へ聞いてください。あなたのところは小作権があるのにどうするのかということは、個人の財産のことでなかなか言えませんから、勇み足にならないように、そういったことは気をつけていただきたいと思います。

以上をもちまして、第6回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員